

「生物多様性民間参画パートナーシップ」
2012 年度アンケート調査結果
報告書

2013 年 1 月

生物多様性民間参画パートナーシップ事務局

目 次

はじめに	1
エグゼクティブサマリー	2
1. 生物多様性民間参画パートナーシップの概要	3
2. アンケート調査実施概要	5
3. アンケート調査集計結果	6

〔付属資料〕

- ・ 付属資料 1 : 生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針
- ・ 付属資料 2 : 質問表

本報告書についてのお問い合わせ先

生物多様性民間参画パートナーシップ事務局
(経団連自然保護協議会・IUCN 日本プロジェクトオフィス)
担当：山崎・古田
TEL：(03) 6741 - 0981 / FAX：(03) 6741 - 0982
Email：knkf@keidanren.or.jp
URL：http://www.bd-partner.org

※ 本報告書の無断転載を禁ずる。

はじめに

2010年10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)にあわせて、企業を含めた民間部門の参画を促進するために、「生物多様性民間参画パートナーシップ」が発足した。当初、396の事業者、11経済団体、8NGO、9公的機関の合計424団体で発足した同パートナーシップであるが、2012年10月末日時点で、438事業者、21経済団体、27NGO、15公的機関の合計501団体にまで会員数が増加した。

本報告書は、この生物多様性民間参画パートナーシップに参加する事業者会員を対象として、会員事業者の取り組み状況を把握するために2011年に引き続き実施したものである。

なお、本アンケート結果は会員にフィードバックを行い、個々の会員の今後の活動の充実に役立てていただくことを目的とするとともに、同様のアンケートを今後も定期的に実施し、事業者会員の取り組み状況の全体像の把握に努めることを意図している。

エグゼクティブサマリー

アンケートは、2011年7月20日～8月3日にかけて、電子メールによる送付と回収によって実施された。アンケート票送付数は434で、回答数は123、回収率28.3%であった。アンケート回答者の属性では、大企業が118社と大半を占めた。経営理念、経営方針、環境方針への関連概念の盛り込み状況（設問II 1）では、「自然保護」、「生物多様性保全」、「自然環境教育」について盛り込んでいるとした回答がそれぞれ、90%、85%、82%と非常に高く、「持続可能な利用」が61%でそれに続き、「生物資源利用の衡平・公正性」が31%と最も低かった。

自社の事業活動が及ぼす生物多様性への影響（設問II 2）については、自社内の全事業および半分以上の事業について把握しているとした回答は43%であったが、サプライチェーンも含めると17%に過ぎなかったが、10年後には自社事業については83%、サプライチェーンも含めた場合59%が半分以上の事業について生物多様性への影響の把握が可能という認識を示した。生物多様性の問題をおろそかにした場合の経営上のリスク（設問II 3）については、社会的責任経営・CSRの評価低下、ブランド力の低下、原材料の調達困難化等をリスクとして挙げた回答が多かった。一方、生物多様性問題の進展を受けて、新規事業をすでに実施しているとした回答は24%にのぼり、また新規事業を検討・計画しているとした回答は11%を占めた（設問II 4）。

COP10で採択された「愛知目標」については、「すでに詳しく検討した」とした回答が26%、「一応目を通した」としたという回答が70%と、認知度はかなり高いことが判明した（設問II 5）。また、「国連生物多様性の10年」についても、「聞いたことがある」とした回答が96%と認知度は非常に高かった（設問II 6）。自社独自の「生物多様性宣言」「行動指針」「ガイドライン」などの作成状況（設問II 7）では、作成済みとした回答が57%、作成中または計画ありとした回答が19%であった。「愛知目標」の20の個別目標に対する取り組み状況（設問II 8）では、気候変動（目標10）、認識向上（目標1）、持続可能な生産・消費計画実行（目標4）、自然生息地の損失抑制（目標5）などの実施率が高く、伝統的知識（目標18）、水産資源管理（目標6）、遺伝的多様性の維持（目標13）などに関する実施率が低かった。

2011年の調査結果と比較すると、総じて取り組みが進展している傾向はあったものの大幅な変化は見られなかった。これは、生物多様性に対する取り組みが企業の中である程度浸透したことを示していると思われる。また、今年度の調査から具体的な事例についても調査を開始し、182の事例が寄せられた。

1. 生物多様性民間参画パートナーシップの概要

生物多様性条約（CBD）では、生物多様性の保全と持続可能な利用の実現等、条約目的の実現について、民間部門の重要性が強調されている。生物多様性条約第9回締約国会議（COP9）では、開催国ドイツ政府の主導で「ビジネスと生物多様性イニシアティブ（Biodiversity in Good Company）」が設立された。このイニシアティブは、この分野における先駆的取り組みとして意義あるものと考えられている。しかし、生物多様性に関する民間参画の意義は益々高まっており、幅広い業種で様々な規模の事業者が生物多様性に関する取り組みに参画し、その裾野を拡大していくことが必要となっていることを踏まえ、2010年5月25日、日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経済同友会では、ドイツのイニシアティブの趣旨を受け継ぎ、経済界を中心とした自発的なプログラムとして、国際自然保護連合（IUCN）日本プロジェクトオフィス、農林水産省、経済産業省及び環境省と協力し、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、条約の実施に関する民間の参画を推進するプログラム「生物多様性民間参画イニシアティブ」を発表した。

「生物多様性民間参画パートナーシップ」は、この「生物多様性民間参画イニシアティブ」を具体化するために、事業者の生物多様性への取り組みを推進するため、より多くの事業者の参加を募り、事業者同士が、経済団体・NGO・研究者・公的機関等、事業者の取り組みを支援する様々な関係者を交えて、ホームページやニュースレターを通じて、情報共有、経験交流を図ることを目的に開始された活動である。具体的には、「生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針」（付属資料1参照）の趣旨に賛同し、行動指針（1項目以上）に沿った活動を行う意思のある事業者、及びそのような事業者の取り組みを支援する意思のある経済団体、NGO、研究者、地方自治体、政府等から構成される「マルチステークホルダー」のイニシアティブである。

2010年10月の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）期間中に実施された「ビジネスと生物多様性に関する国際対話会合」（10月26日（火））において発足式を行い、396の事業者、11経済団体、8NGO、9公的機関の合計424団体をもって発足した。その後も、会員団体は増加し、2011年10月末日時点で、438事業者、21経済団体、27NGO、15公的機関の合計501団体となっている。

なお、「生物多様性民間参画パートナーシップ」では、生物多様性条約事務局、及び海外の同様の活動組織等との連携を図り（ビジネスと生物多様性グローバルパートナーシップ）、国際的な情報共有や経験交流活動を行っている。

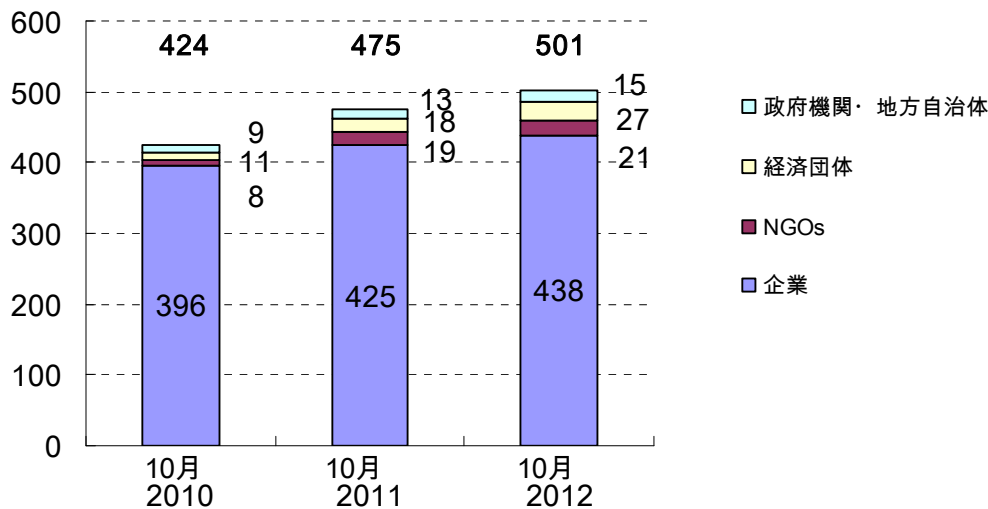


図1 生物多様性民間参画パートナーシップ会員数の推移

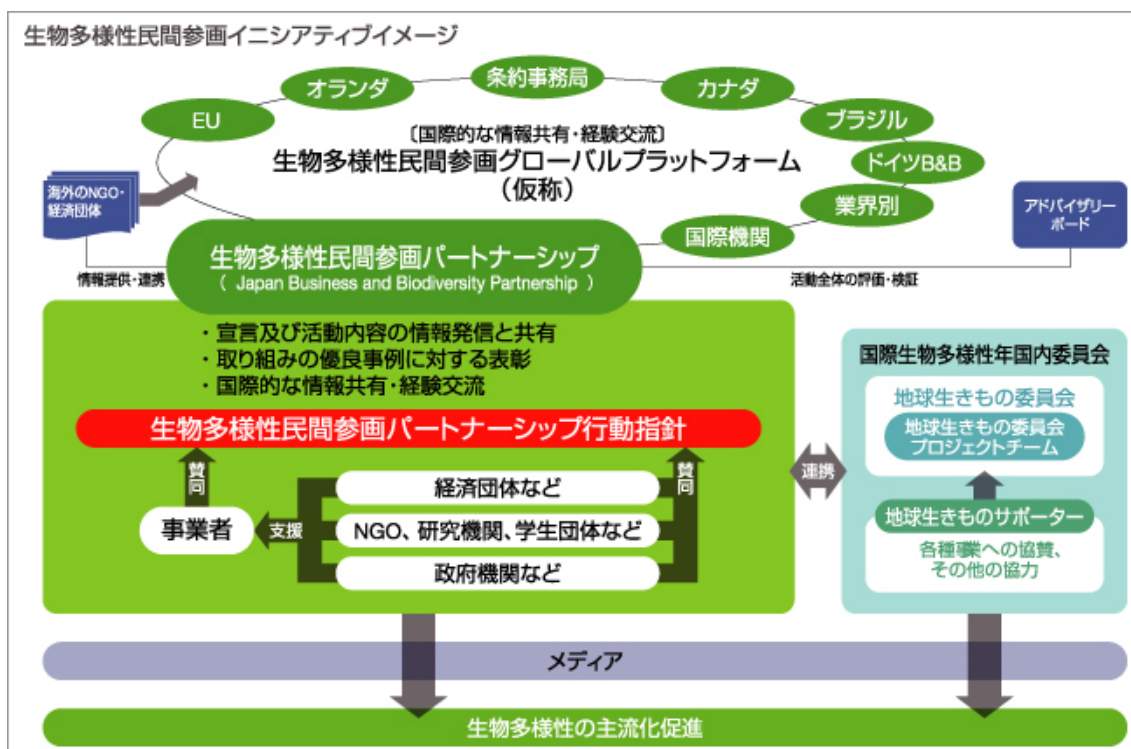


図2 生物多様性民間参画パートナーシップと他の取り組みとのかかわり¹

¹ 図中の「国際生物多様性年国内委員会」は、現在「国連生物多様性の10年日本委員会」に改組されている。また、「生物多様性民間参画グローバルプラットフォーム」(仮称)は、COP10決議X/21に従い「ビジネスと生物多様性グローバルパートナーシップ」と呼ばれている。

2. アンケート調査実施概要

アンケートは、2011年7月20日～8月3日にかけて、以下の要領で実施した。なお、アンケート調査質問票は付属資料2に添付した。

表1 アンケート実施概要

アンケート実施方法	電子メールによる送付と回収
アンケート票送付対象	パートナーシップ事業者会員
アンケート票送付日	2012年7月20日
アンケート票回答期限	2012年8月3日
アンケート票送付数	434
アンケート回答数	123
回収率	28.3%

3. アンケート調査集計結果

設問 I 事業者に関する基礎情報

回答のあった 123 社の業種区分および規模の割合は以下のとおりである。規模別では、大企業が大多数を占めた。

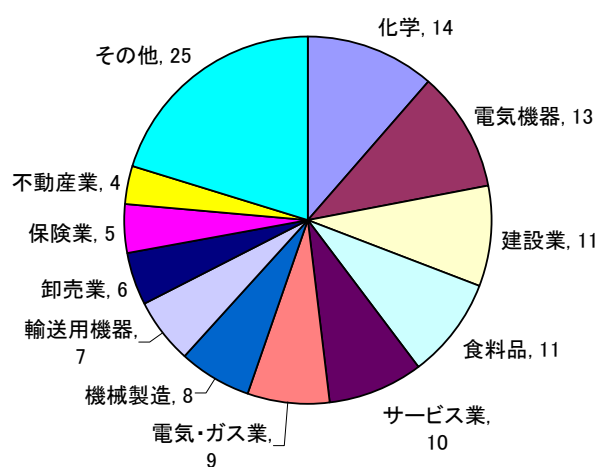


図 3 回答事業者の業種区分

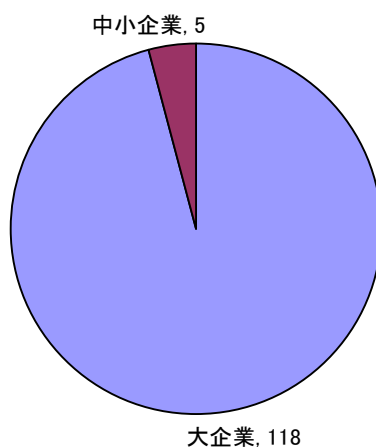


図 4 回答事業者の規模

設問 II 1. 御社の経営理念、経営方針、環境方針等に、以下の概念は盛り込まれていますか。(A) 盛り込まれていない場合、盛り込む計画はありますか。(B)

「自然保護」を経営理念、経営方針、環境方針等に取り込んでいる企業は、111社（90%）に達している。なお、同じ設問を2010年2月、2011年8月に実施²した調査結果では、盛り込み済みの企業の割合は、2010年が84%（146社中122社）、2011年が87%（153社中133社）であった。

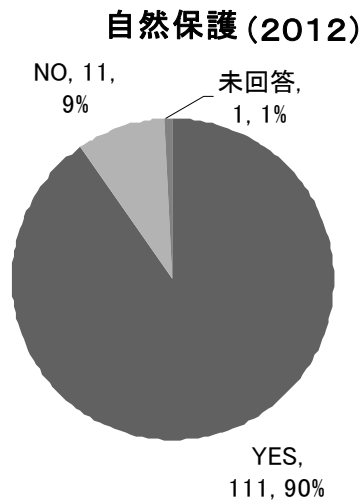


図5 「自然保護」の経営理念、経営方針、環境方針等への盛り込み

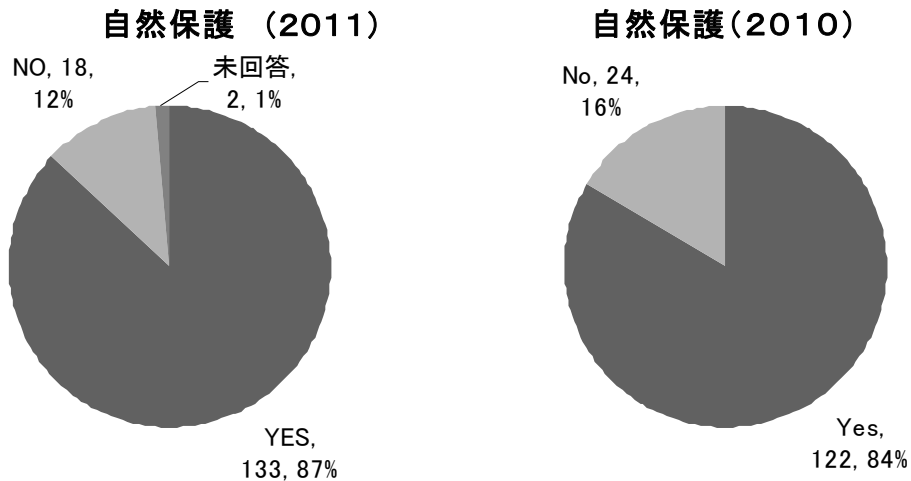


図6 「自然保護」の経営理念、経営方針、環境方針等への盛り込み
(2010年、2011年調査結果)

² 2010年調査は、自然保護協議会会員およびその他経団連主要企業（経団連の会長、副会長、委員会委員長、評議会議長、副議長会社）を対象に実施。

「生物多様性保全」を経営理念、経営方針、環境方針等に取り込んでいる企業は、全体の85%(105社)であった。なお、同じ設問を2010年2月、2011年8月に実施した調査結果では、盛り込み済みの企業の割合は、2010年が50%、2011年が80%であった。

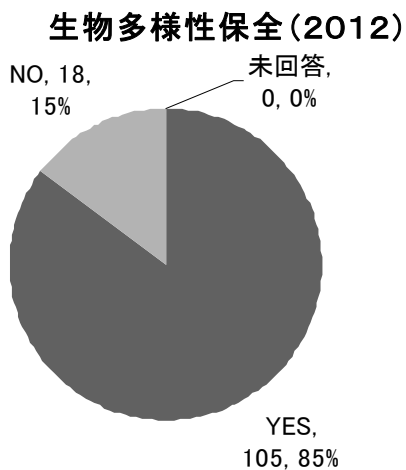


図7 「生物多様性保全」の経営理念、経営方針、環境方針等への盛り込み

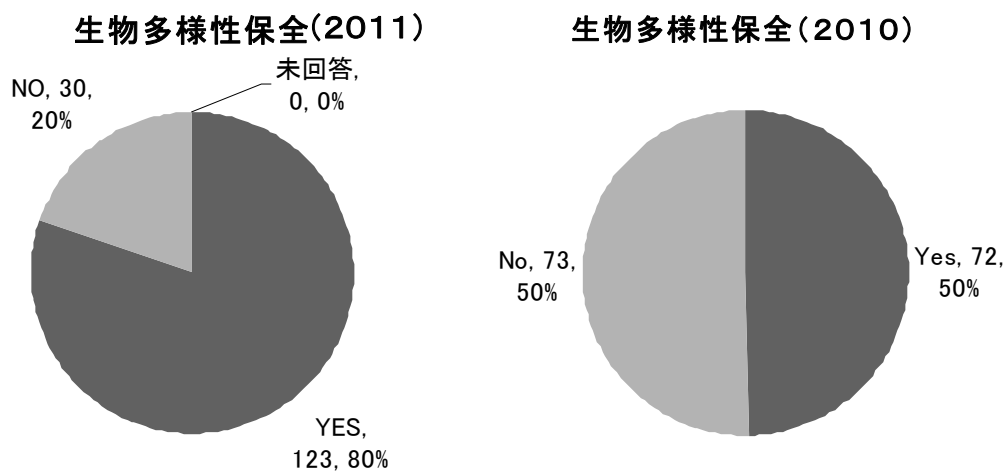


図8 「生物多様性保全」の経営理念、経営方針、環境方針等への盛り込み
(2010年、2011年調査結果)

「生物資源の持続可能な利用」を経営理念、経営方針、環境方針等に取り込んでいる企業は、全体の61%(76社)であった。なお、類似の設問³を2010年2月、2011年8月に実施した調査結果では、盛り込み済みの企業の割合はそれぞれ、75%、59%であった。

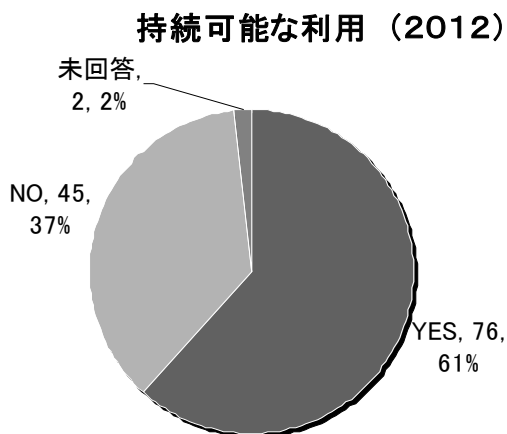


図9 「生物資源の持続可能な利用」の経営理念、経営方針、環境方針等への盛り込み

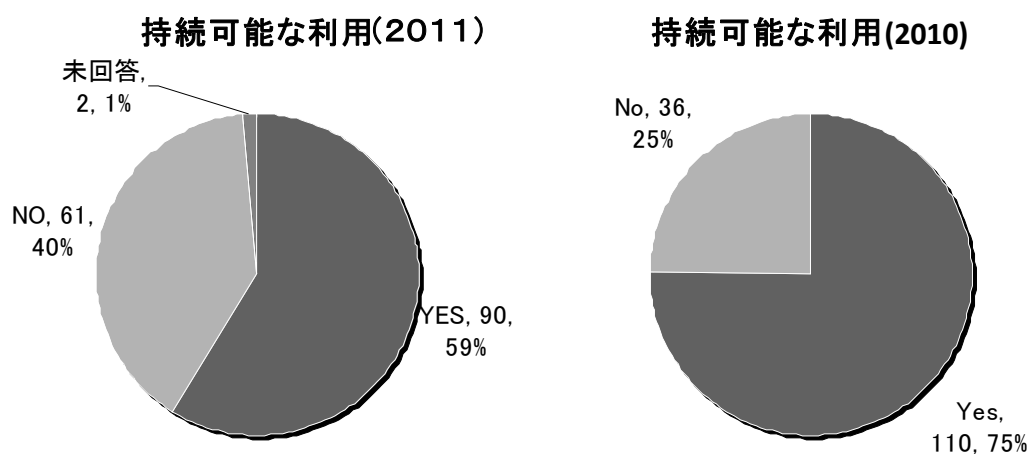


図10 「持続可能な利用」の経営理念、経営方針、環境方針等への盛り込み
(2010年、2011年調査結果)

³ 2010年調査では「持続可能な利用」、2011年、2012年調査では「生物資源の持続可能な利用」について質問した。

「生物資源にあたっての衡平・公正性の確保」を経営理念、経営方針、環境方針等に取り込んでいる企業は、全体の31%(38社)であった。なお、類似の設問⁴を2010年2月、2011年8月に実施した調査結果では、盛り込み済みの企業の割合はそれぞれ、3%、22%であった。

生物資源利用の衡平・公正性(2012)

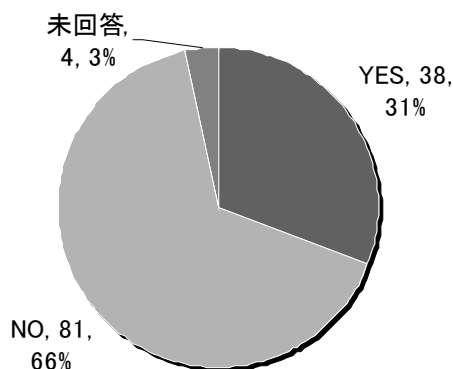


図 11 「生物資源利用にあたっての衡平・公正性の確保」の経営理念、経営方針、環境方針等への盛り込み

生物資源利用の衡平・公正性(2011) 遺伝資源の公正な利用(2010)

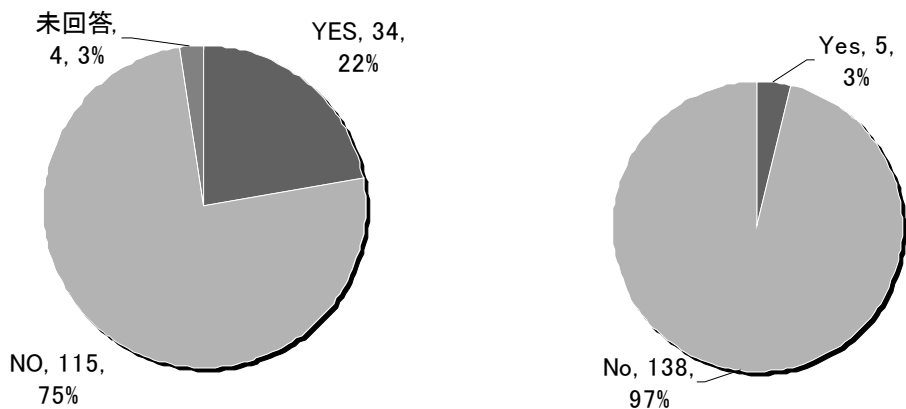


図 12 「遺伝資源の公平な利用」の経営理念、経営方針、環境方針等への盛り込み (2010年、2011年調査結果)

⁴ 2010年調査では「遺伝資源の公平な利用」、2011年、2012年調査では「生物資源に利用にあたっての衡平・公正性の確保」について質問した。

「自然環境教育」を経営理念、経営方針、環境方針等に取り込んでいる企業は、全体の82%(101社)であった。なお、同じ設問を2010年2月、2011年8月に実施した調査結果では、盛り込み済みの企業の割合は、2010年は61%、2011年が76%であった。

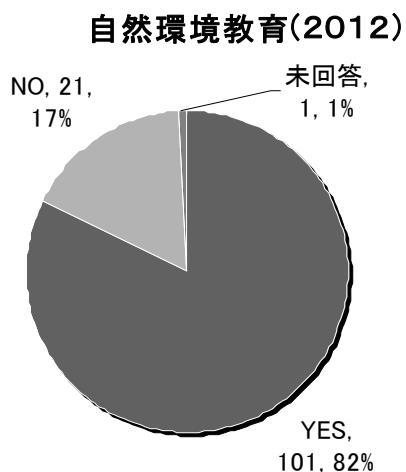


図 13 「自然環境教育」の経営理念、経営方針、環境方針等への盛り込み

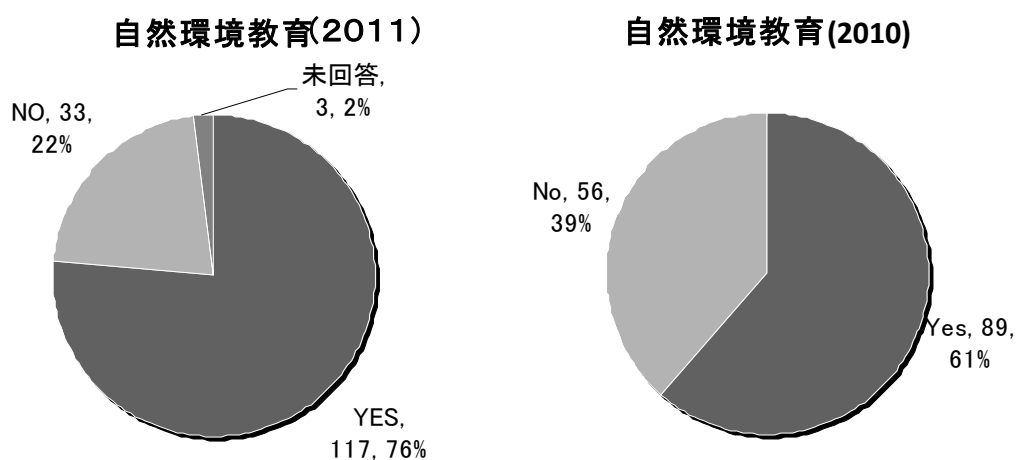


図 14 「自然環境教育」の経営理念、経営方針、環境方針等への盛り込み
(2010年、2011年調査結果)

設問 II 1. について、「自然保護」、「生物多様性保全」、「持続可能な利用」、「生物資源の
 衡平・公正性」、「自然環境教育」の盛り込み状況の比較を行うと、「自然保護」を盛り込
 んでいる事業者がもっとも多く、これに「生物多様性保全」、「自然環境教育」、「持続可能
 な利用」、「生物資源利用の衡平・公正性」が続いている。この傾向は 2011 年の調査結果と
 同様であった。

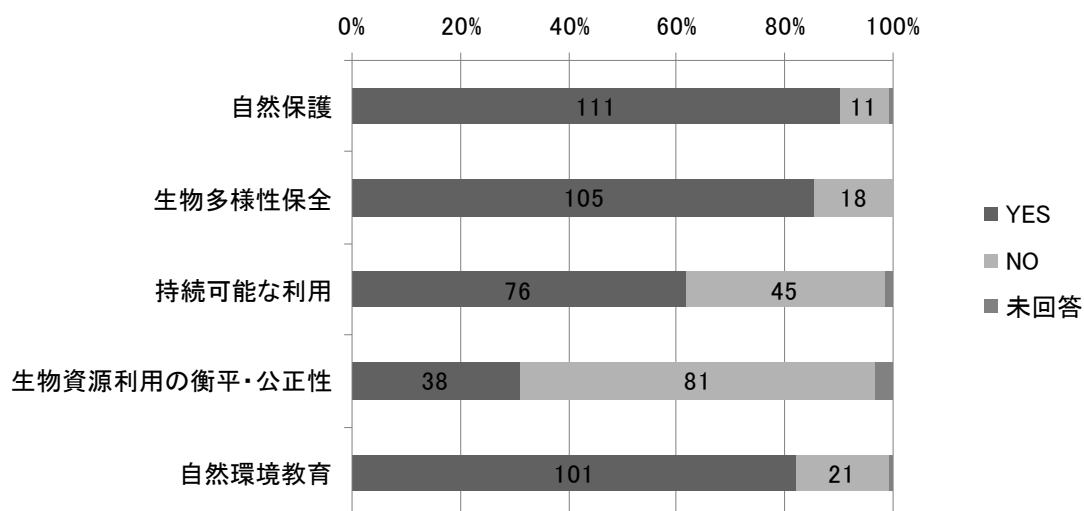


図 15 経営理念、経営方針、環境方針等への盛り込み

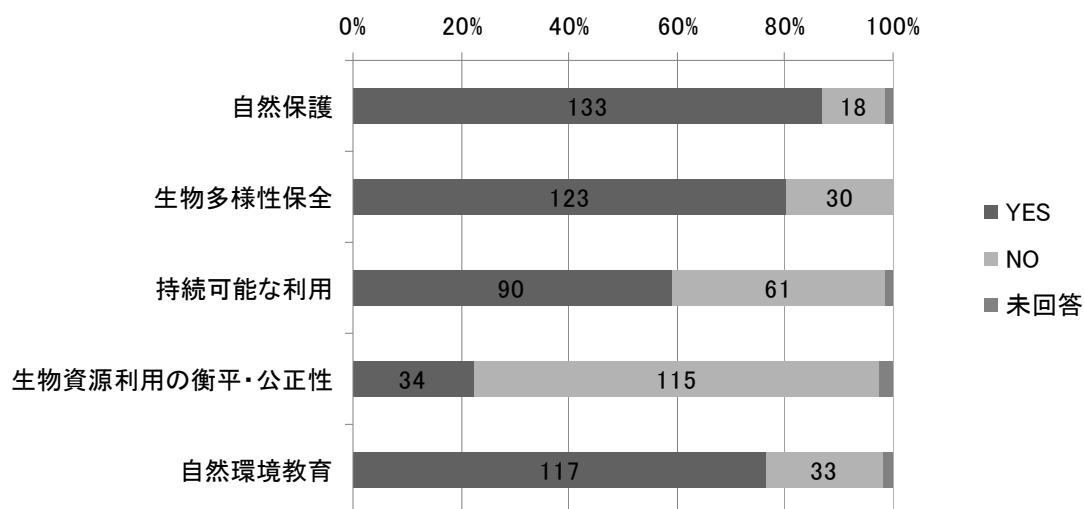


図 16 経営理念、経営方針、環境方針等への盛り込み（2011 年調査）

設問 II 2. 御社では自社の事業活動が及ぼす生物多様性への影響についてどの程度把握されていると認識していますか。10年後にはどの程度まで把握したい（把握可能）ですか。

現在ほぼ自社内の全事業について把握済みと回答した事業者は全体の 29%（35 社）、半分以上把握していると回答した割合は 15%（18 社）であった。一方、サプライチェーンを含んだ場合には、現在ほぼ全事業について把握済みと回答した事業者は全体の 5%（6 社）、半分以上把握していると回答した割合は 12%（15 社）であった。

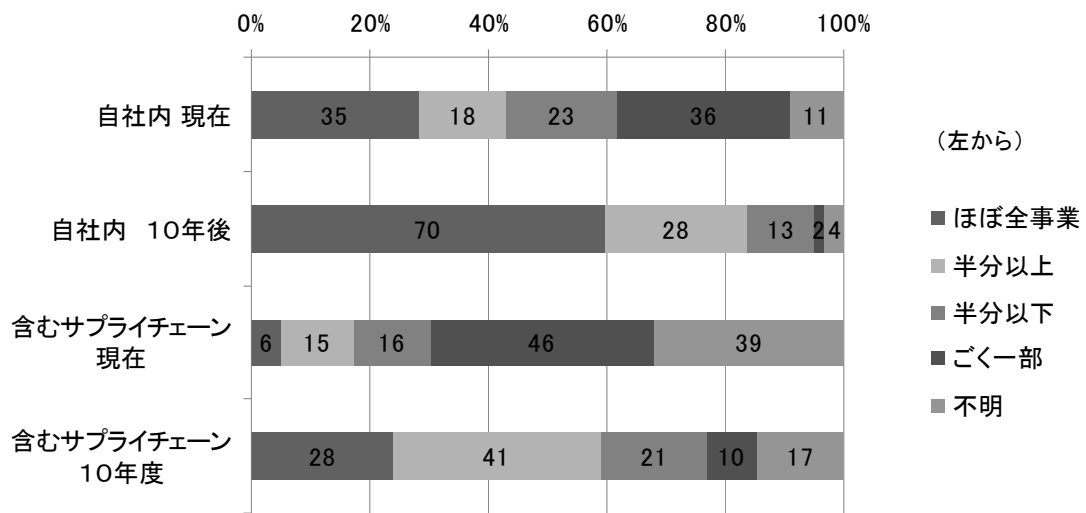


図 17 生物多様性に対する自社事業活動の影響程度の把握状況

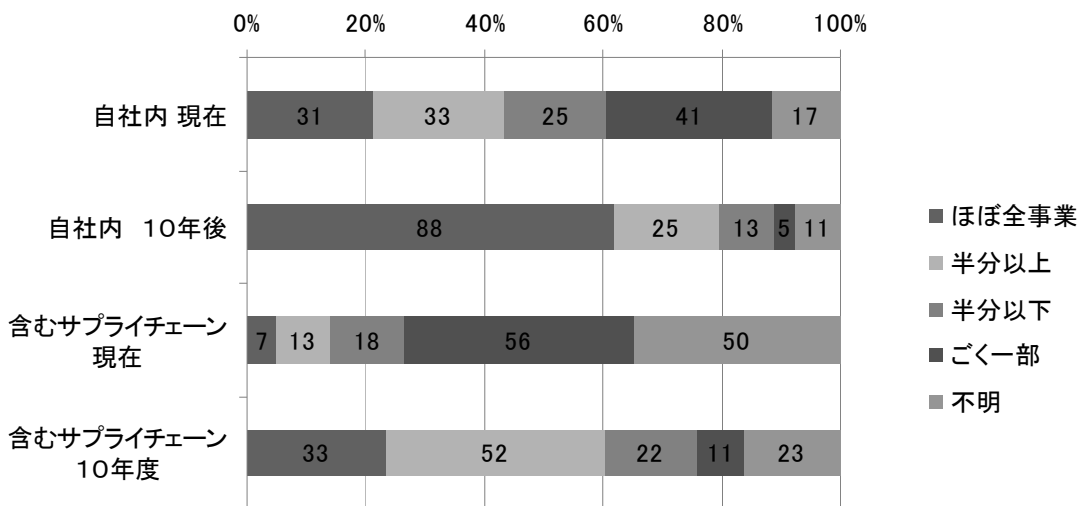


図 18 生物多様性に対する自社事業活動の影響程度の把握状況（2011 年調査結果）

設問 II 3. 生物多様性の問題を疎かにした場合に、想定される経営上のリスクや事業展開への懸念について、下表から重要と思われる項目を順に3つ選んでください。

優先順位1とした回答者数ならびに、優先順位1を1.5ポイント、優先順位2を1.2ポイント、優先順位3を1ポイントとして換算した結果によれば、CSR評価の低下、ブランド力の低下、市民・消費者の不評・不買運動、原材料の調達等をリスクや懸念として挙げた回答が多かった。なお、この傾向は同じ設問を2011年8月に実施した調査結果においても同様であった。

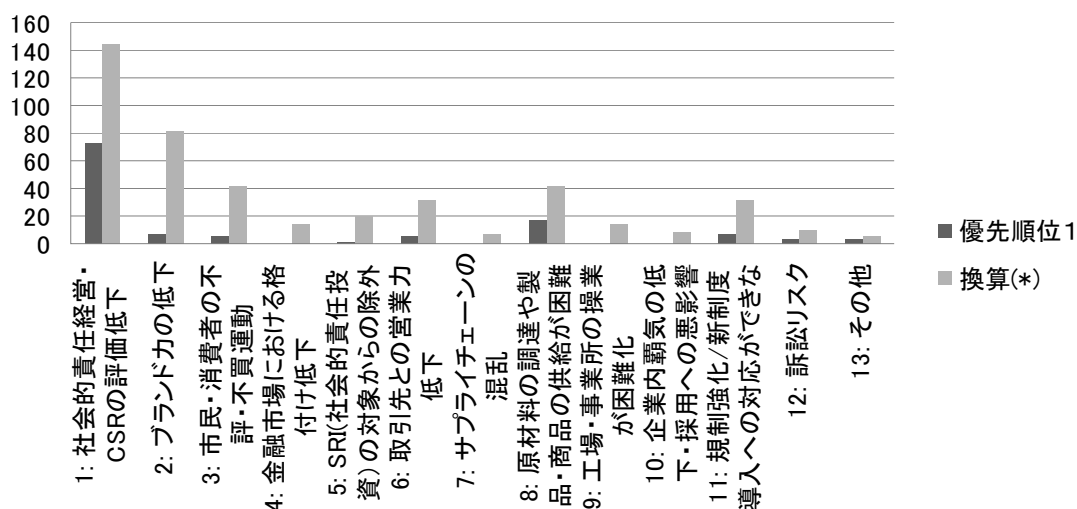


図19 想定される経営上のリスクや事業展開への懸念

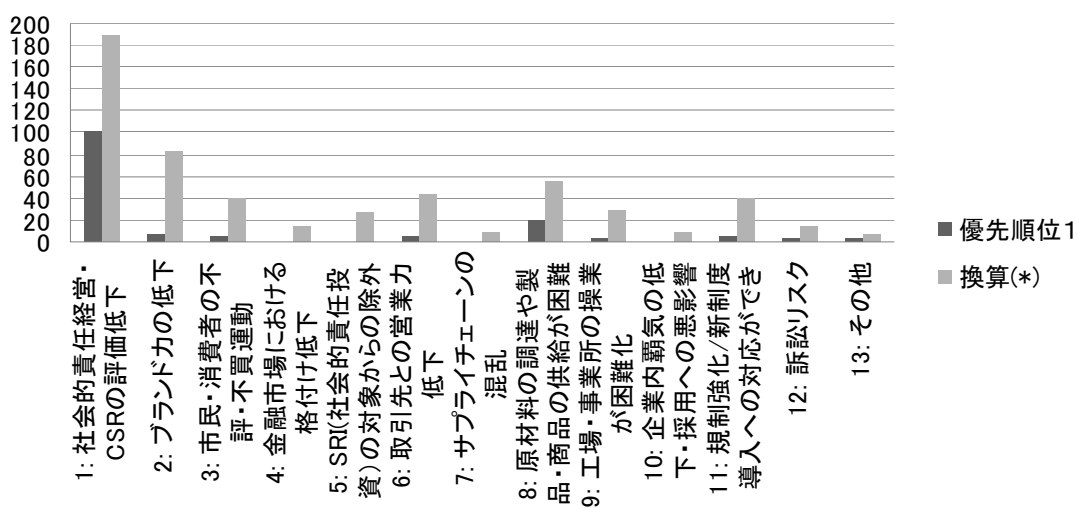


図20 想定される経営上のリスクや事業展開への懸念 (2011年調査)

設問 II 4. 生物多様性問題の進展を受けて、新規事業を実施、計画されているでしょうか？

生物多様性問題の進展を受けて新規事業をすでに実施していると回答した事業者は全体の24%（29社）、また新規事業を検討・計画しているとした回答は全体の11%（14社）であった。この傾向は同じ設問を2011年8月に実施した調査結果においても同様であった。

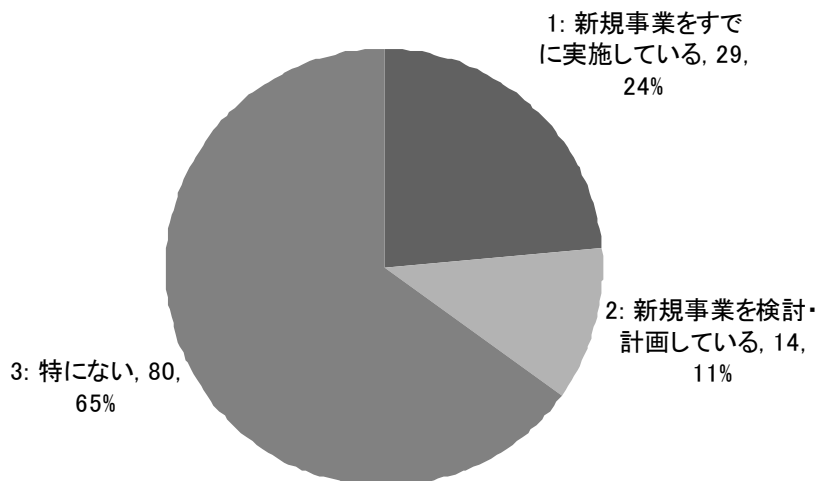


図 21 新規事業の実施、計画の有無

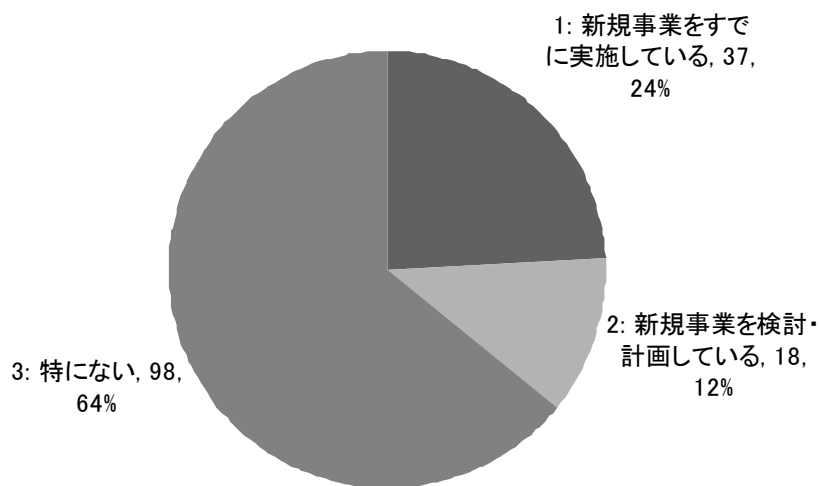


図 22 新規事業の実施、計画の有無（2011年度調査）

設問 II 5. 昨年名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で2020年までの20の目標を定めた「愛知目標」が採択されました。この「愛知目標」について以下から当てはまる項目をお選びください。

「愛知目標」について、すでに詳しく検討したとの回答した事業者は全体の26%（32社）、一応目は通したとの回答は70%（86社）、名前は聞いたことがあるが内容は知らないが4%（5社）、聞いたことがないが0%（0社）であった。

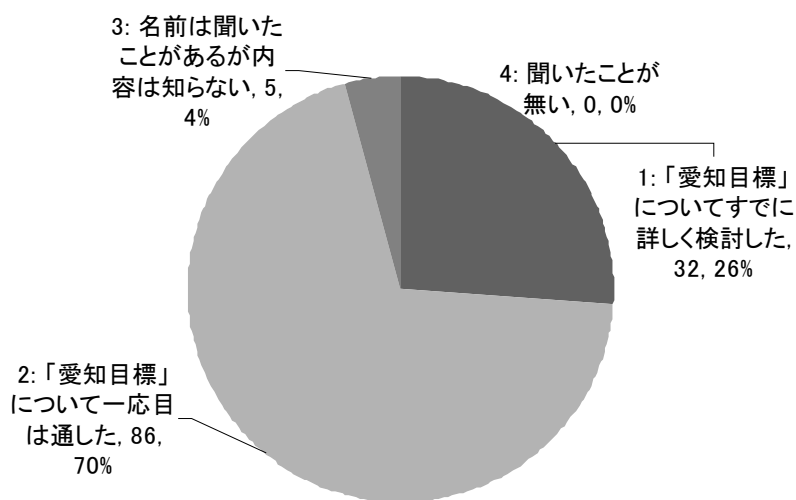


図 23 「愛知目標」に対する認知

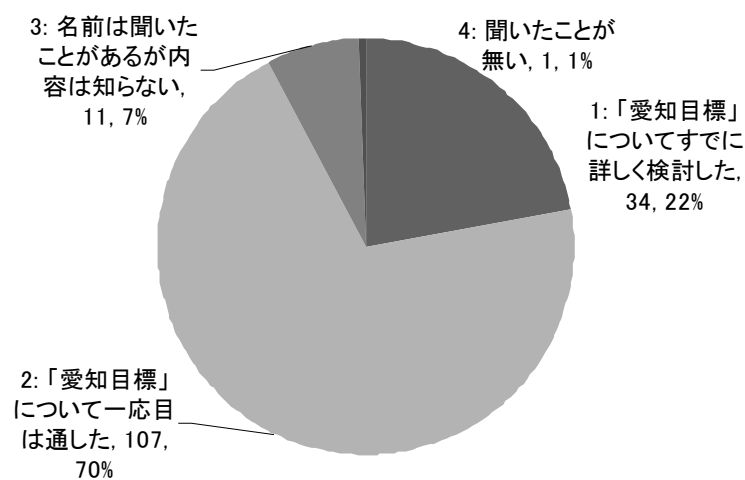


図 24 「愛知目標」に対する認知（2011年調査）

設問 II 6. 昨年 12 月の国連総会で、2011 年から 2020 年までの 10 年間を「国連生物多様性の 10 年」と定めることが決議されました。この「国連生物多様性の 10 年」について以下から当てはまる項目をお選びください。

「国連生物多様性の 10 年」について、聞いたことがあると回答した事業者は全体の 96% (118 社)、聞いたことが無いと回答した事業者は 4% (5 社) であった。

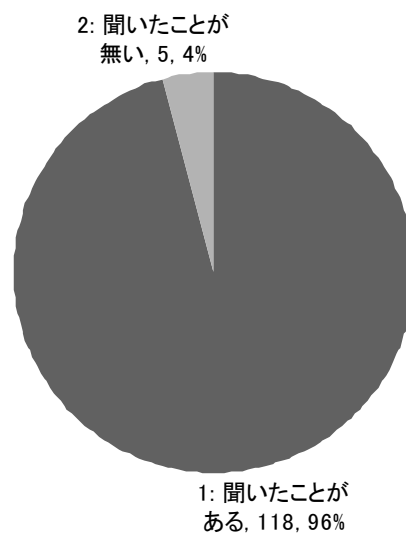


図 25 「国連生物多様性の 10 年」に対する認知

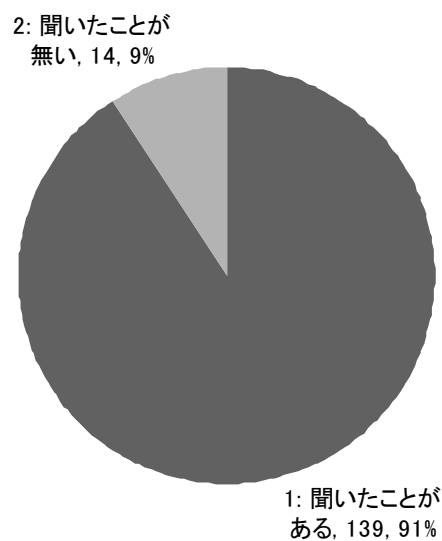


図 26 「国連生物多様性の 10 年」に対する認知 (2011 年調査)

設問 II 7. 御社独自の「生物多様性宣言」「行動指針」「ガイドライン」を作成していますか。

事業者独自の「生物多様性宣言」「行動指針」「ガイドライン」を作成済みとした回答は全体の 57% (70 社)、作成中または計画ありとの回答は 19% (23 社)、計画なしとの回答は 24% (30 社) であった。

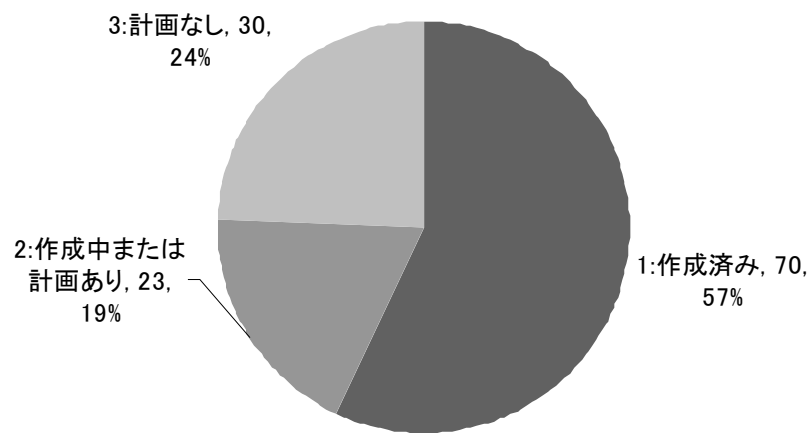


図 27 「生物多様性宣言」「行動指針」「ガイドライン」作成状況

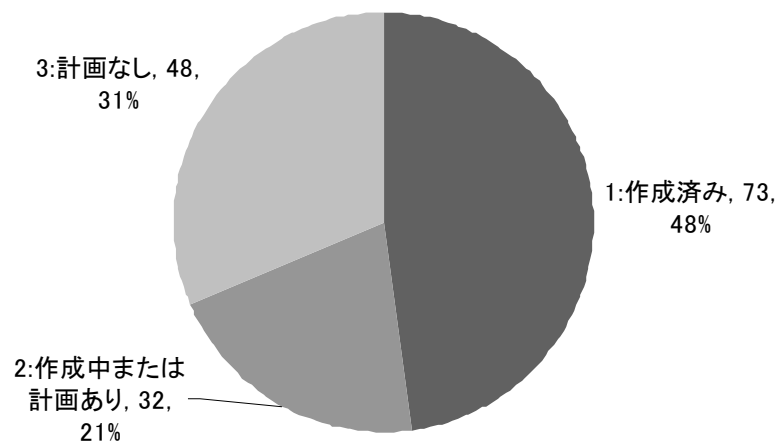


図 28 「生物多様性宣言」「行動指針」「ガイドライン」作成状況 (2011 年調査)

設問 II 8. 「愛知目標」についてより詳しくお伺いいたします。下表は、愛知項目の20の個別目標に沿って該当すると考えられる、企業の具体的活動を例示したものです。以下の各活動を実施していますか？また、計画していますか？該当するものすべてをチェックしてください。

回答のあった153社を対象に、愛知目標の個別目標別の取り組み状況（すでに実践している）についてスコア化⁵した結果を見ると、「目標10：気候変動や海洋酸性化が生態系に及ぼす圧力を最小化（2015年まで）」に該当する選択肢についてすでに取り組み中とした回答がもっとも多く77ポイントで、これに「目標1：生物多様性の価値と、その保全・持続可能な利用のための行動を人々が認識」（69ポイント）、「目標4：持続可能な生産・消費のための計画実行と自然資源利用を安全な範囲内に抑制」（68ポイント）、「目標5：森林を含む自然生息地の損失の速度を少なくとも半減、可能な限りゼロに」（63ポイント）、「目標15：生態系の保全と回復（劣化生態系の15%以上）により、気候変動の緩和や適応、砂漠化に対処」（51ポイント）、「目標8：過剰栄養などによる汚染を抑制」（50ポイント）と続いた。

逆に、ポイントの低かった項目は、「目標6：水産資源の持続的管理・収穫など、生態系への漁業の影響を安全な範囲内に抑制」（18ポイント）、「目標13：作物、家畜等の遺伝子に関する多様性を維持、流出を最小化し、保護戦略を策定・実施」（20ポイント）、「目標18：先住民と地域社会に関する伝統的な知識や工夫等が尊重され、条約実施に主流化」（20ポイント）などであった。

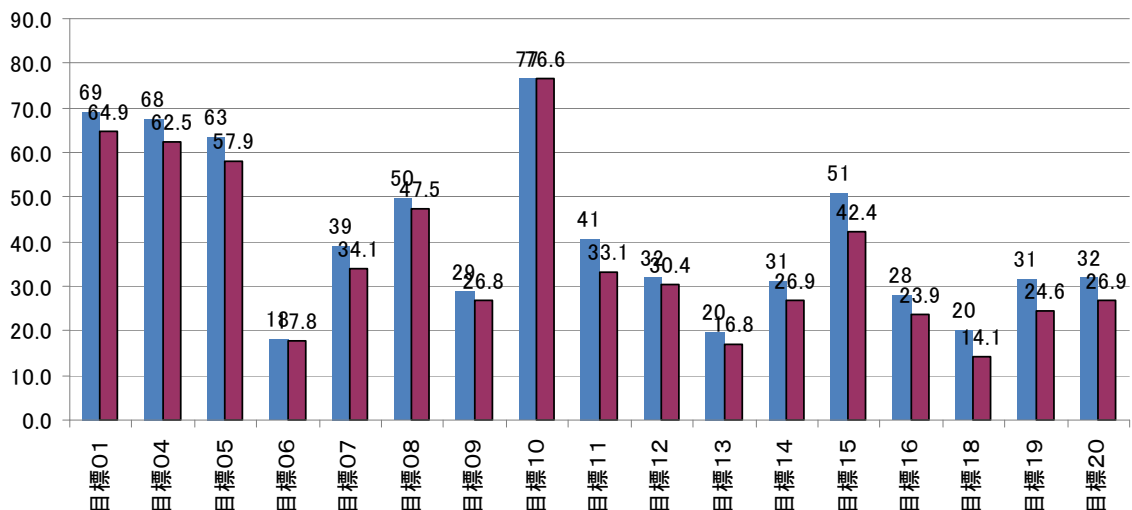


図 24 愛知目標への取り組み状況（2011年、2012年調査）

⁵ 各目標ごとに、すべての回答者がすべての選択肢を Yes とした場合を100ポイントとしてスコア化した。

なお、以下に「すでに実施している」と「今後計画している」の両方の回答をあわせてスコア化した結果をレーダーチャートで示した。

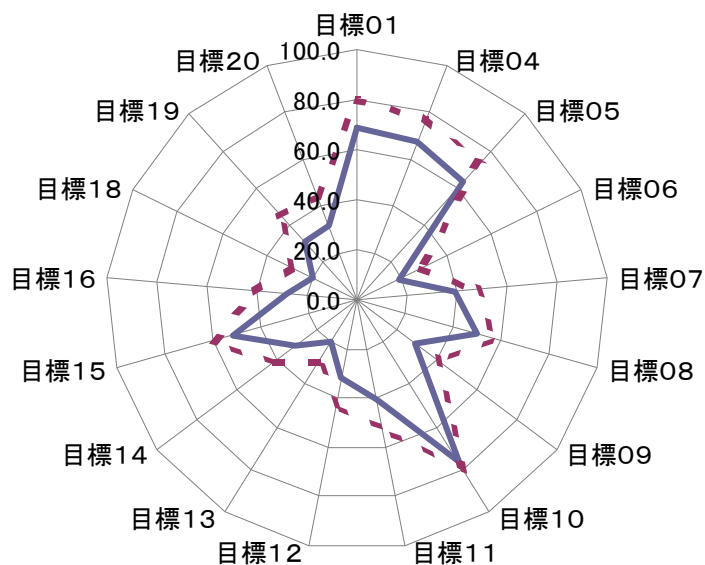


図 25 愛知目標への取り組み状況、今後の取り組み計画
(実線：すでに実施している、点線：すでに実践している+今後計画している)

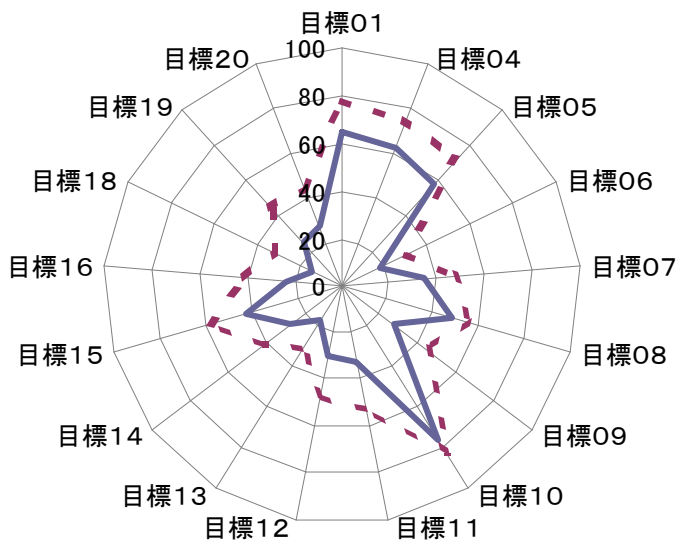


図 25 愛知目標への取り組み状況、今後の取り組み計画 (2011年調査)
(実線：すでに実施している、点線：すでに実践している+今後計画している)

設問 II 9. 質問 8. に関連して、御社で特にアピールしたい取り組み、力を入れている取り組みがございましたら 3 つ以内、各 200 字以内程度で具体的にご記載ください。なお、その際に、それぞれの取り組みが愛知目標と「パートナーシップ行動指針」のどの項目にもっとも関連しているかについてもお知らせください。また、関連するより詳細な情報が掲載されている HP 等がありましたらその URL についてもあわせてお知らせください。

上記質問に対して、合計 182 の事例が寄せられた。そのうち、関連する行動指針について記述があった 166 事例を該当する行動指針別にカウントしたものが下表である。なお、各事例の詳細は、パートナーシップホームページ⁶に掲載している。自らの事業活動に関わらない社会貢献としてとりくんでいる事例（指針 3-3）がもっとも多く 44 事例寄せられたが、事業活動による影響把握や事業改善に関する事例（指針 3-1）が 23 事例とこれに続き、さらに、社会全体の意識向上（指針 7-2）が 19 事例、NGO 等との連携（指針 6-1）が 17 事例と続いた。

表 2 パートナーシップ行動指針項目別事例数

パートナーシップ行動指針項目	事例数
1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す	11
1-1 生物多様性や自然の恵み（生態系サービス）の重要性を認識し、経営の基本に反映させる。	8
1-2 生物多様性問題に配慮するよう、経営者はビジョンを確立し、リーダーシップを発揮する。	3
2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する	7
2-1 事業計画の立案等にあたっては、関係する国内外の生態系、地域社会に及ぼす影響などに配慮する。	7
2-2 遺伝資源の利用にあたっては、提供者と利用者がともに利益を享受できるよう努める。	0
3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む	73
3-1 自らの事業活動による生物多様性への影響の把握・分析、及び事業の進め方の改善に努める。	23
3-2 実質的に生物多様性保全に資する事業活動に努め、生物多様性の経済的評価に基づく取引やオフセット等の利用は慎重に行う。	6
3-3 自らの事業活動に関わらない生物多様性問題についても、社会貢献活動として取り組む。	44
4. 資源循環型経営を推進する	10
4-1 自らの事業活動はもとより、商品・サービスのライフサイクルにも着目した省資源、省エネルギー、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を、継続的に推進する。	10
5. 生物多様性に学ぶ産業・暮らし・文化の創造を目指す	13
5-1 自然の摂理と伝統に学ぶ技術開発を推進し、生活文化のイノベーションを促す。	6
5-2 生物多様性保全に寄与する技術の開発、普及に努める。	7
5-3 既に自然の恵みが損なわれている地域において事業活動を行う場合には、生物多様性の回復を促すよう努める。	0

⁶ <http://www.bd-partner.org/case/>

6. 国内外の関係組織との連携・協力を努める	2 1
6-1 NGO、教育・研究機関、地方自治体等とのコミュニケーションの拡充、連携・協力を努める。	1 7
6-2 生物多様性問題の取組みに関する情報の適切な発信、及び共有を図る。	4
7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する	3 1
7-1 従業員に対する自然環境教育を、地域社会、NGO 等と連携して、積極的に実施する。	1 2
7-2 社会全体の生物多様性を育む意識の向上に努める。	1 9

また、最も該当する愛知目標について申告のあった 172 事例を整理した結果では、目標 1 に該当するとした事例が最も多く（43 事例）、これに、目標 5（28 事例）、目標 4（21 事例）の順で続いた。

表 3 愛知目標別事例数

愛知目標の個別目標の	事例数
目標 1：生物多様性の価値と、その保全・持続可能な利用のための行動を人々が認識	4 3
目標 2：国家制度への組み込み	0
目標 3：有害な補助金等の廃止	1
目標 4：持続可能な生産・消費のための計画実行と自然資源利用を安全な範囲内に抑制	2 1
目標 5：森林を含む自然生息地の損失の速度を少なくとも半減、可能な限りゼロに	2 8
目標 6：水産資源の持続的管理・収穫など、生態系への漁業の影響を安全な範囲内に抑制	1
目標 7：農業、養殖業、林業の地域を、生物多様性保全を確保するよう持続的に管理	1 3
目標 8：過剰栄養などによる汚染を抑制	0
目標 9：侵略的外来種とその定着経路を特定・管理し、優先度の高い種を制御・根絶	4
目標 1 0：気候変動や海洋酸性化が生態系に及ぼす圧力を最小化（2015 年まで）	7
目標 1 1：生物多様性に重要な地域（陸域の 17%、海域の 10%）を効果的に管理、保全	5
目標 1 2：既知の絶滅危惧種の絶滅および減少の防止、保全状況の維持・改善	1 0
目標 1 3：作物、家畜等の遺伝子に関する多様性を維持、流出を最小化し、保護戦略を策定・実施	2
目標 1 4：生態系サービスにより、人の健康、生活、福利に貢献	1 0
目標 1 5：生態系の保全と回復(劣化生態系の 15%以上)により、気候変動の緩和や適応、砂漠化に対処	1 4
目標 1 6：名古屋議定書を国内法制度に従って施行、運用（2015 年まで）	2
目標 1 7：国家戦略・行動計画の策定・実施	0
目標 1 8：先住民と地域社会に関する伝統的な知識等が尊重され、条約実施に主流化	0
目標 1 9：生物多様性に関する知識・科学的基礎・技術が改善され、広く共有、適用	8
目標 2 0：戦略計画実施のための資金・資源動員を現状レベルから顕著に増加	3

付属資料 1 : 生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す

- 1-1 生物多様性や自然の恵み(生態系サービス)の重要性を認識し、経営の基本に反映させる。
- 1-2 生物多様性問題に配慮するよう、経営者はビジョンを確立し、リーダーシップを発揮する。

2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する

- 2-1 事業計画の立案等にあたっては、関係する国内外の生態系、地域社会に及ぼす影響などに配慮する。
- 2-2 遺伝資源の利用にあたっては、提供者と利用者がともに利益を享受できるよう努める。

3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む

- 3-1 自らの事業活動による生物多様性への影響の把握・分析、及び事業の進め方の改善に努める。
- 3-2 実質的に生物多様性保全に資する事業活動に努め、生物多様性の経済的評価に基づく取引やオフセット等の利用は慎重に行う。
- 3-3 自らの事業活動に関わらない生物多様性問題についても、社会貢献活動として取り組む。

4. 資源循環型経営を推進する

- 4-1 自らの事業活動はもとより、商品・サービスのライフサイクルにも着目した省資源、省エネルギー、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を、継続的に推進する。

5. 生物多様性に学ぶ産業・暮らし・文化の創造を目指す

- 5-1 自然の摂理と伝統に学ぶ技術開発を推進し、生活文化のイノベーションを促す。
- 5-2 生物多様性保全に寄与する技術の開発、普及に努める。
- 5-3 既に自然の恵みが損なわれている地域において事業活動を行う場合には、生物多様性の回復を促すよう努める。

6. 国内外の関係組織との連携・協力を努める

- 6-1 NGO、教育・研究機関、地方自治体等とのコミュニケーションの拡充、連携・協力を努める。
- 6-2 生物多様性問題の取組みに関する情報の適切な発信、及び共有を図る。

7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

- 7-1 従業員に対する自然環境教育を、地域社会、NGO 等と連携して、積極的に実施する。
- 7-2 社会全体の生物多様性を育む意識の向上に努める。

以上

付属資料 2 : 質問表

「生物多様性民間参画パートナーシップ」事業者会員アンケート(2012年)

I 事業者に関する基礎情報

貴社名		
業種(主なもの)		
規模		
直近の年間売上高		百万円
従業員数		人
ご担当部署名		
ご担当者氏名		
連絡先	TEL	
	FAX	
	e-mail	

※ e-mail の欄は必ず入力してください。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

【本件問合せ先、及びご回答提出先】
 生物多様性民間参画パートナーシップ事務局(古田・山崎)
 TEL: (03)6741-0996 FAX: (03)6741-0982
 Email: info@bd-partner.org

II 設問

1. 御社の経営理念、経営方針、環境方針等に、以下の概念は盛り込まれていますか。(A) 盛り込まれていない場合、盛り込む計画はありますか。(B)

	(A)	(B) (A)がNoのとき回答
	1:Yes 2:No	1:計画あり 2:計画なし
自然保護		
生物多様性保全		
生物資源の持続可能な利用		
生物資源の利用にあたっての公平・公正性の確保		
自然環境教育		

2. 御社では自社の事業活動が及ぼす生物多様性への影響についてどの程度把握されていると認識していますか。10年後にはどの程度まで把握したい(把握可能)ですか。

	現状	10年後
		1:ほぼ全事業 2:半分以上 3:半以下 4:ごく一部のみ 5:不明
自社事業のみ		
サプライチェーンを含んだ場合		

※ 把握の程度の基準は、各社にて設定していただいで結構です。

3. 生物多様性の問題を疎かにした場合に、想定される経営上のリスクや事業展開への懸念について、下表から重要と思われる項目を順に3つ選んでください。

	優先順位1	優先順位2	優先順位3
下記1-13から優先順に3つ選んでください			
「13.その他」を選択された場合、内容を記載してください。			

- 1: 社会的責任経営・CSRの評価低下
- 2: ブランド力の低下
- 3: 市民・消費者の不評・不買運動
- 4: 金融市場における格付け低下
- 5: SRI(社会的責任投資)の対象からの除外
- 6: 取引先との営業力低下
- 7: サプライチェーンの混乱
- 8: 原材料の調達や製品・商品の供給が困難化
- 9: 工場・事業所の操業が困難化
- 10: 企業内覇気の低下・採用への悪影響
- 11: 規制強化/新制度導入への対応ができない・遅れる
- 12: 訴訟リスク
- 13: その他

4. 生物多様性問題の進展を受けて、新規事業を実施、計画されているでしょうか？

(1) 下記1-3からひとつ
選んで下さい

- 1: 新規事業をすでに実施している
- 2: 新規事業を検討・計画している
- 3: 特になし

(2) 1、2を選択した場合、具体的にどのような事業を実施、検討、計画されているか
可能な範囲で教えてください。

--

5. 2010年名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で2020年までの
20の目標を定めた「愛知目標」が採択されました。この「愛知目標」について以下から当て
はまる項目をお選びください。

下記1-4からひとつ
選んで下さい

- 1: 「愛知目標」についてすでに詳しく検討した
- 2: 「愛知目標」について一応目は通した
- 3: 名前は聞いたことがあるが内容は知らない
- 4: 聞いたことが無い

6. 2010年12月の国連総会で、2011年から2020年までの10年間を「国連生物多様性の10年」
と定めることが決議されました。この「国連生物多様性の10年」について以下から当ては
まる項目をお選びください。

下記1-2からひとつ
選んで下さい

- 1: 聞いたことがある
- 2: 聞いたことが無い

7. 御社独自の「生物多様性宣言」「行動指針」「ガイドライン」などを作成していますか。

(1) 下記1-3からひとつ
選んで下さい

1の場合、その名称

- 1: 作成済み
- 2: 作成中または計画あり
- 3: 計画なし

(2) 1、2を選択した場合、それは生物多様性に関する単独の文書でしょうか、
それとも環境全般に関する文書の一部としてでしょうか？

下記1-2からひとつ
選んで下さい

- 1: 生物多様性に関する独立した宣言、指針、ガイドラインとして作成
- 2: 環境問題全般に関する文書の一部として作成

8. 「愛知目標」についてより詳しくお伺いいたします。下表は、愛知項目の20の個別目標に沿って該当すると思われる、企業の具体的な活動を例示したものです。以下の各活動を実施していますか？また、計画していますか？該当するものすべてをチェックしてください。

愛知目標の2020年までの20の個別目標	目標に関連する活動例 【 】内は関連する「パートナーシップ行動指針」の項目番号	すでに実施している	今後計画している
A. 生物多様性の主流化			
目標1 生物多様性の価値と、その保全・持続可能な利用のための行動を人々が認識	「生物多様性」の企業方針への盛り込み【1-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	目標設定、事業計画への盛り込み【1-2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	経営者による従業員コミュニケーション【1-2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	認証制度の利用【6-2】【7-2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	グリーン調達【6-2】【7-2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	企業報告書による情報開示【6-2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	企業見学者の受け入れ【6-2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	従業員環境教育【7-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	環境に関する資格試験受験推奨【7-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	環境をテーマとした啓発活動【7-2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	学校と連携した環境教育【7-2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	環境対応商品の開発・営業【7-2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	目標4 持続可能な生産・消費のための計画実行と自然資源利用を安全な範囲内に抑制	「生物多様性」の企業方針への盛り込み【1-1】	<input type="checkbox"/>
目標設定、事業計画への盛り込み【1-2】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
経営者による従業員コミュニケーション【1-2】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業活動の環境への影響評価とその結果に基づく活動【3-1】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
土地利用に関する設計・工法の改善、モニタリング【3-1】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社有地管理における配慮【3-1】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
認証商品や環境対応商品の利用、採用、営業【3-1】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
グリーン調達【3-1】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資源循環、3R【4-1】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
エネルギー効率の向上【4-1】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
歩留まり改善【4-1】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
技術開発【5-1】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
認証制度の利用【6-2】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
グリーン調達【6-2】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
企業報告書による情報開示【6-2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
従業員環境教育【7-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
環境に関する資格試験受験推奨【7-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
環境をテーマとした啓発活動【7-2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
学校と連携した環境教育【7-2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
環境対応商品の開発・販売【7-2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B. 生物多様性への直接的な圧力の減少、持続可能な利用促進			
目標5 森林を含む自然生態系の損失の速度を少なくとも半減、可能な限りゼロに	事業活動の環境への影響評価とその結果に基づく活動【3-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	土地利用に関する設計・工法の改善、モニタリング【3-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	社有地管理における配慮【3-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	認証商品や環境対応商品の利用、採用、営業【3-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	グリーン調達【3-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	社有地や企業の森における保全活動【3-3】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	緑地づくり、緑地の回廊的配置など生態系復元活動【3-3】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	NGOが行う保全プロジェクトへの支援・協力【3-3】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源循環、3R【4-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	エネルギー効率の向上【4-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
歩留まり改善【4-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
目標6 水産資源の持続的 管理・収穫など、生態系への漁業の影響を安全な範囲内に抑制	事業活動の環境への影響評価とその結果に基づく活動【3-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	認証商品の利用【3-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	グリーン調達【3-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	環境配慮型地域水産業振興への貢献【6-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
目標7 農業、養殖業、林業の地域を、生物多様性保全を確保するよう持続的に管理	事業活動の環境への影響評価とその結果に基づく活動【3-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	認証商品の利用【3-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	グリーン調達【3-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	間伐材等の利活用【4-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	環境配慮型地域農林業への貢献【6-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
目標8 過剰栄養などによる汚染を抑制	グリーン調達【3-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3R、資源循環【4-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	汚染物質、化学物質の使用抑制、適正管理【4-1】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	関連技術開発【5-2】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

目標9	侵略的外来種とその定着経路を特定・管理し、優先度の高い種を制御・根絶	事業活動の評価とその結果に基づく活動【3-1】			
		社有地や企業の森における保全活動における配慮【3-3】			
		NGOの保全プロジェクトへの支援・協力【3-3】			
		専門家やNGOと連携した生息調査【6-2】			
		その他()			
目標10	気候変動や海洋酸性化が生態系に及ぼす圧力を最小化(2015年まで)	省エネルギーの推進【4-1】			
		エネルギー効率の向上【4-1】			
		関連技術開発【5-2】			
		省エネ等環境対応商品の採用、販売【6-1】			
		その他()			
C. 生態系、種および遺伝子の多様性の保護					
目標11	生物多様性に重要な地域(陸域の17%、海域の10%)を効果的に管理、保全	事業活動の環境への影響評価とその結果に基づく活動【3-1】			
		土地利用に関する設計・工法の改善、モニタリング【3-1】			
		社有地管理における配慮【3-1】			
		社有地や企業の森における保全活動【3-3】			
		NGOが行う保全プロジェクトへの支援・協力【3-3】			
目標12	既知の絶滅危惧種の絶滅および減少の防止、保全状況の維持・改善	事業活動の環境への影響評価とその結果に基づく活動【3-1】			
		土地利用に関する設計・工法の改善、モニタリング【3-1】			
		社有地管理における配慮【3-1】			
		社有地や企業の森における保全活動【3-3】			
		NGOが行う保全プロジェクトへの支援・協力【3-3】			
目標13	作物、家畜等の遺伝子に関する多様性を維持、流出を最小化し、保護戦略を策定・実施	事業活動の環境への影響評価とその結果に基づく活動【3-1】			
		社有地や企業の森における保全活動【3-3】			
		NGOが行う保全プロジェクトへの支援・協力【3-3】			
		関連技術開発【5-1】			
		その他()			
D. 生物多様性、生態系サービスから得られる恩恵を強化					
目標14	生態系サービスにより、人の健康、生活、福利に貢献	認証商品の利用【3-1】			
		グリーン調達【3-1】			
		バイオミミクリ等の技術開発【5-1】			
		先人も暮らし等からの学び【5-1】			
		ビジネスモデル、地域モデルの開発・普及【6-1】			
目標15	生態系の保全と回復(劣化生態系の15%以上)により、気候変動の緩和や適応、砂漠化に対処	社有地や企業の森における保全活動【3-3】			
		緑地づくり、緑地の回廊的配置など生態系復元活動【3-3】			
		NGOが行う保全プロジェクトへの支援・協力【3-3】			
		間伐材の利用など、持続可能な利用【4-1】			
		緑地づくり、緑地の回廊的配置など生態系復元活動【5-3】			
目標16	石川県認定書を国内法制度に従って施行、運用(2015年まで)	法令やボンガイドライン等の自主的ルール遵守【2-2】			
		NGOが行う保全プロジェクトへの支援・協力【3-1】			
		その他()			
		その他()			
		その他()			
E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発					
目標18	先住民と地域社会に関する伝統的な知識や工夫等が尊重され、条約実施に主流	先人の暮らし等からの学び【5-1】			
		NGOが行う保全プロジェクトへの支援・協力【6-1】			
		その他()			
目標19	生物多様性に関する知識・科学的基礎・技術が改善され、広く共有、適用	モニタリングの実施【3-1】			
		NGO等が行う保全・調査プロジェクトへの支援・協力【6-1】			
		モニタリングデータの開示【6-2】			
		その他()			
目標20	戦略計画実施のための資金・資源動員を現状レベルから顕著に増加	海外現地法人、海外事業所を通じた活動【2-1】			
		自社製品を活用した保全活動【2-1】			
		売り上げの一部の寄附【3-3】			
		マッチングギフト【3-3】			
		NGOが行う保全プロジェクトへの支援・協力【3-3】			
		従業員やその家族による保全活動(への協力)【3-3】			
その他()					

9. 質問8. に関連して、御社で特にアピールしたい取り組み、力を入れている取り組みがございましたら3つ以内、各200字以内程度で具体的にご記載ください。なお、その際に、それぞれの取り組みが愛知目標と「パートナーシップ行動指針」のどの項目にもっとも関連しているかについてもお知らせください。また、関連するより詳細な情報が掲載されているHP等がありましたらそのURLについてもあわせてお知らせください。なお、本項目の結果についてはご記入いただいた情報を好事例集等の事例として公表させていただく可能性がありますので、あらかじめご了解いただけますようお願い申し上げます。

具体的な取り組み	愛知目標	行動指針	参考資料(URLなど) 例: http://www.xxx.xxx 2011年CSR報告書p10

10. 「生物多様性民間参画パートナーシップ」について、ご意見・ご要望等がありましたらお知らせください

アンケートへのご協力、まことにありがとうございます。